三　前項第三号に掲げる場合　八万三千七百円と、第二十九条の二第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第二十九条の三第六項第一号中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第四項第三号又は第四号」を「第四項第五号又は第六号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項第三号中「一万四千円」を「一万八千円」に、「七千円」を「九千円」に改め、同条第八項第二号中「ニまで」を「へまで」に改め、同号ニ中「第四項第四号」を「第四項第六号」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「第四項第三号」を「第四項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「第四項第二号」を「第四項第四号」に、「このロ」を「このニ」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　第四項第二号に掲げる場合　二十五万二千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十二万六千三百円）と、第二十九条の二第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四十二万千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四十二万千円）に満たないときは、八十四万二千円）から控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円）とする。

ハ　第四項第三号に掲げる場合　十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円）と、第二十九条の二第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

第二十九条の三第八項第三号中「からハまで」を「又はロ」に改め、「当該」を削り、同号イ中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第四項第三号又は第四号」を「第四項第五号又は第六号」に改め、同号ハを同号ロとし、同条第九項第二号中「及び第三号」を「又は第三号」に改め、同条第十項中「第四項第三号」を「第四項第五号」に改め、同条第十二項の表第四項第二号の項中「第四項第二号」を「第四項第四号」に改め、同表第四項第二号ただし書の項中「第四項第二号ただし書」を「第四項第四号ただし書」に改め、同表第四項第三号の項中「第四項第三号」を「第四項第五号」に改め、同表第四項第三号ただし書の項中「第四項第三号ただし書」を「第四項第五号ただし書」に改め、同表第五項第一号ただし書の項の次に次のように加える。

第五項第二号	十二万六千三百円	六万三千百五十円
	四十二万千円	二十一万五百円
第五項第二号ただし書	七万五十円	三万五千二十五円
第五項第三号	八万三千七百円	四万千八百五十円
	二十七万九千円	十三万九千五百円
第五項第三号ただし書	四万六千五百円	二万三千二百五十円

第二十九条の三第十二項の表第五項第二号の項中「第五項第二号」を「第五項第四号」に改め、同表第五項第二号ただし書の項中「第五項第三号」を「第五項第五号」に改め、同表第五項第三号の項中「第五項第三号」を「第五項第五号」に改め、同表第五項第四号の項中「第五項第四号」を「第五項第六号」に改め、同表第六項第一号の項中「一万四千円」を「一万八千円」に、「七千円」を「九千円」に改め、同表第六項第二号の項を削り、同表第六項第三号の項中「第六項第三号」を「第六項第二号」に改める。

第二十九条の四第一項第三号中「イからニまで」を「イからへまで」に改め、同号イ中「ニまで」を「へまで」に改め、同号ニ中「前条第四項第四号」を「前条第四項第六号」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「前条第四項第三号」を「前条第四項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第四項第二号」を「前条第四項第四号」に、「該当する」を「該当していることについて厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　前条第四項第二号に掲げる場合に該当する者　二十五万二千六百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

ハ　前条第四項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者　十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第二十九条の四第一項第四号中「イからニまで」を「イからへまで」に改め、同号イ中「ニまで」を「へまで」に改め、同号ニ中「前条第五項第四号」を「前条第五項第六号」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「前条第五項第三号」を「前条第五項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第五項第二号」を「前条第五項第四号」に、「該当する」を「該当していることについて厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　前条第五項第二号に掲げる場合に該当する者　十二万六千三百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した額に百分の一を乗じて得た

第四項第二号	二十五万二千六百円	十二万六千三百円
	八十四万二千円	四十二万千円
第四項第二号ただし書	十四万百円	七万五十円
第四項第三号	十六万七千四百円	八万三千七百円
	五十五万八千円	二十七万九千円
第四項第三号ただし書	九万三千円	四万六千五百円